

令和5年11月15日

事業主各位
(社会保険担当者各位)

三谷健康保険組合

「年収の壁・支援強化パッケージ」における、 社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外及び 事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱いについて

平素より、健康保険組合の事業にご理解とご協力を賜り、御礼申し上げます。

令和5年10月20日付で厚生労働省より“「年収の壁・支援強化パッケージ」における、社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外及び事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱いについて”が発出されました。

これは、パートやアルバイトで働く方が「年収の壁」を意識せずに働ける環境づくりを支援するための国の政策です。

この政策につきまして、当健保組合における対応（主に事業主の証明による被扶養者認定の円滑化について）を下記のとおりご案内します。

記

■ 「年収の壁・支援強化パッケージ」の政策内容

1. 社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外
2. 事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

※この政策は、「年収の壁」の当面の対応として導入するものであり、制度の見直し（令和7年）までの措置となります。

1. 社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外

健康保険が適用されていなかった労働者が、新たに社会保険適用となった場合、労働者は社会保険料の負担が発生します。保険料負担が発生するとその分手取り収入が減少し、これを回避する目的で就業調整をする方がいます。

このいわゆる「106万円の壁」の対応策として、労働者の保険料負担を軽減するために支給するものが「**社会保険適用促進手当**」です。

この社会保険適用促進手当は、社会保険適用に伴い新たに発生した本人負担分の保険料相当額を上限として、保険料算定の基礎となる標準報酬月額・標準賞与額の算定に考慮しないこととされています。（標準報酬月額は10.4万円以下の方が対象）

詳細につきましては、**別紙1**「社会保険適用促進手当に関するQ&A」をご確認ください。

2. 事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

1) 健康保険における被扶養者の収入基準

健康保険における被扶養者の収入基準は、年収が130万円未満（60歳以上または障がい者は180万円未満）となっており、この収入基準を超えた場合被扶養者として認定されません。

2) 事業主の証明による被扶養者認定の円滑化とは

収入基準を超え被扶養者として認定されない場合、国民健康保険などに加入することで社会保険料の負担が発生することになります。

また、その社会保険料の負担が生じないよう被扶養者として認定されるために、収入基準を超えないように就業調整を行っていることがあります。

その「年収の壁」の当面の対応として、以下のような「事業主の証明による被扶養者認定の円滑化」が導入されました。

事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

人手不足による労働時間延長等に伴う**一時的な収入変動**であることを事業主が証明することによって、健康保険組合等の保険者による円滑な被扶養者認定を可能にするもの

① 一時的な収入変動に該当する主なケース

- (ケース1) 当該事業所の他の従業員が退職したことにより、当該労働者の業務量が増加した
- (ケース2) 当該事業所の他の従業員が休職したことにより、当該労働者の業務量が増加した
- (ケース3) 当該事業所における業務の受注が好調だったことにより、当該事業所全体の業務量が増加した
- (ケース4) 突発的な大口案件により、当該事業所全体の業務量が増加した

一時的な収入変動とは認められず、今回の措置の対象外となるもの

- ・基本給が上がった場合
- ・恒常的な手当が新設された場合
- ・今後も引き続き収入が増えることが確実な場合

② 一時的な収入変動での事業主の証明による被扶養者認定の回数について

一時的な収入変動であることから、今回の措置は、同一の者について原則として連続2回までを上限とします。

「1回」の定義

被扶養者を認定する場合の収入確認において、事業主の証明を用いて一時的な収入変動であることを健保組合が確認し認定した場合に「1回」と数えられることとなる。

「連続2回」とは

連続する2年間の各年における収入確認において事業主の証明を用いること。

(例)

- ・被扶養者として新たに認定した際に、事業主の証明を用いて一時的な収入変動と確認し、その翌年の検認(収入確認)でも事業主の証明を用いて一時的な収入変動と確認した場合
- ・以前より被扶養者となっている方が、検認(収入確認)時に事業主の証明を用いて一時的な収入変動と確認し、その翌年の検認(収入確認)でも事業主の証明を用いて一時的な収入変動と確認した場合

3) 「一時的な収入変動」に該当する場合の手続き方法

一時的な収入変動に該当する場合は、以下のとおり扶養認定または検認時に提出する書類と併せて、事業主の証明書（様式は別添参照）を提出してください。

【提出書類】

被扶養者認定時

- ・通常提出する書類（被扶養者異動届や課税証明書等）と併せて、下記の書類を提出してください。
 - * 事業主の証明書（認定申請対象者を雇う事業主）
 - * 雇用契約書(写)

検認(収入確認)時

- ・検認時（令和6年1月実施）に提出する書類（被扶養者状況確認票や課税証明書等）と併せて、下記の書類を提出してください。
 - * 事業主の証明書（被扶養者を雇う事業主の証明書）
 - * 雇用契約書(写)

※「事業主の証明書」の内容について、健康保険組合より事業主に直接照会することがあります。

【事業主の証明書の期間】

被扶養者認定時

- ・通常提出する書類（給与支払証明書及び雇用証明書）に直近1年間の収入を記載してもらっていることから、その期間における事業主の証明

検認(収入確認)時

- ・毎年1月に被扶養者の検認を実施しており、前年の収入証明として提出する書類（源泉徴収票等）の期間における事業主の証明

【複数の事業所で勤務している場合】

- ・複数の事業所においてそれぞれ一時的な収入増加がある場合は、それぞれの事業主の証明が必要となります。

【事業主の証明を提出後の扶養認定の可否】

- ・「事業主の証明書」を提出すれば、必ず扶養認定されるというのではなく、当健保組合において精査の上での判断となりますのでご注意ください。
- ・雇用契約書等を踏まえ、年間収入の見込みが恒常的に130万円以上となることが明らかであるような場合には、被扶養者に該当しなくなります。
- ・社会保険の被扶養者の要件は、収入要件だけではないため、その他の要件を満たしていないことにより、被扶養者に該当しなくなることもあります。

【事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の適用開始日】

令和5年10月20日（厚生労働省通達発出日）以降に当健保組合にて確認する扶養認定および被扶養者の検認（令和6年1月実施）から適用となります。

詳細につきましては、別紙2「事業主の証明による被扶養者認定Q&A」をご確認ください。

以上

【参考】厚生労働省 HP 年収の壁・支援強化パッケージ

https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html

（お問い合わせ先）
〒910-8510 福井県福井市豊島1-3-1 三谷ビル5階
三谷健康保険組合
TEL 0776-20-3155 FAX 0776-20-3169
ホームページ <https://www.mitani-kenpo.jp>
Eメール mi-kenpo@kore.mitene.or.jp